

携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱

4 デ推ネ第 100 号 令和 4 年 6 月 27 日
改正 5 デ推つ第 133 号 令和 5 年 12 月 18 日
改正 6 デ推つ第 69 号 令和 6 年 7 月 29 日
改正 7 デ推推第 190 号 令和 7 年 5 月 30 日
改正 7 デ推推第 868 号 令和 8 年 4 月 1 日

(通則)

第 1 条 この要綱は、モバイル通信ネットワーク環境整備事業等実施要綱（令和 4 年 6 月 27 日付 4 デ推ネ第 100 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条に基づき行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、東京都（以下「都」という。）が、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 携帯電話等の無線通信におけるデジタルデバイドの解消を図るため、町村が実施する「携帯電話等エリア整備事業」

(2) 大規模災害の発生時においても携帯電話基地局が機能するため、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者が実施する「携帯電話基地局強靱化対策事業」

2 前項の補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「携帯電話等エリア整備事業」（以下「整備事業」という。）とは、次に掲げる第 1 号及び第 2 号の事業であって、町村が都内の過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域、同法第 32 条の規定に基づき読み替えて適用される同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域及び同法第 33 条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）及び離島地域（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をいう。）において行うものをいう。

(1) 携帯電話等施設整備事業

国の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号。以下「国交付要綱」という。）第 3 条第 2 号コ（イ）①（a）に掲げる、携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合であって、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。）の解消を図るため、当該無線通信

の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

(2) 携帯電話等施設高度化事業

国交付要綱第3条第2号コ(イ)①(b)に掲げる、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信(以下「高度化無線通信」という。)を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業をいう。

2 この要綱において「携帯電話基地局強靱化対策事業」(以下「対策事業」という。)とは、次に掲げる第1号及び第2号の事業であって、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者が、別表3の右欄に定める携帯電話基地局において行うものをいう。

(1) 設備設置事業

国交付要綱第3条第2号ケ(ア)に掲げる、大規模な自然災害が発生した場合においても、電気通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障により当該電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として電気通信設備等を整備する事業をいう。

(2) 調査設計事業

国交付要綱第3条第2号ケ(イ)に掲げる、大規模な自然災害が発生した場合においても、電気通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障により当該電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として、電気通信設備等を整備するために必要な調査及び設計を行う事業をいう。

3 この要綱において、「補助事業者」は、第1項の町村並びに第2項の無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者のことをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。ただし、維持管理経費等の経常的な経費は対象としない。

(交付額)

第4条 東京都知事(以下「知事」という。)は次の各号に掲げる額を予算の範囲内において補助事業者に対し、交付する。

(1) 整備事業の補助対象経費(別表1)において、国が実施する「携帯電話等エリア整備事業」(国交付要綱第3条第2号コ(イ)①(a)及び②(b))により交付を受けた補助金額を控除した額。ただし、1億円を限度とする。

(2) 対策事業の補助対象経費(別表2)において、国が実施する「携帯電話基地局強靱化対策事業」(国交付要綱第3条第2号ケ(ア)及び(イ))により交付を受けた補助金額及び補助事業者の負担額を控除した額。

なお、これに限度額を設けない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第1号の1又は様式第1号の2による交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号の1又は様式第2号の2による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号の1又は様式第3号の2による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は整備事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、対策事業の申請にあたっては、経済的な合理性を基に見積書を作成し、提出しなければならない。

なお、知事は、見積書の合理性に疑義がある場合は、事業費見積の内訳がわかる資料の提出を別途求めることができる。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号の1又は様式第4号の2による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
 - 3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号の1又は様式第5号の2による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
 - 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号の1又は様式第6号の2による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号の1又は様式第7号の2による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに様式第8号の1又は様式第8号の2による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに様式第9号の1又は様式第9号の2による実績報告書を知事に提出しなければならない。この場合においてやむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに前項の報告書を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等

を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号の1又は様式第10号の2による補助金の額の確定通知により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号の1又は様式第11号の2による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第15条 知事は、第13条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 前項により補助事業者が必要な措置をした場合には、第12条第1項の規定を準用する。

（国の補助金との関係）

第16条 都は、この要綱の規定に基づく交付の決定、変更の承認その他補助事業者に対して行う行為（第13条1項の額の確定及び第14条1項の支出を除く。）については、当該補助事業に係る国の補助金について、総務大臣が行う行為が完了した後でなければ、これを行わないものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

- 第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- 2 前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

- 第19条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第12の1号又は様式第12号の2による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
 - 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、国交付要綱【補足事項】4(2)で定める基準に準ずる場合は、様式第12号の1又は様式第12号の2による届出書の提出をもって都に納付する旨の条件を付さずに知事の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、国交付要綱【補足事項】4(3)で定める基準に準ずる場合は、様式第13号の1又は様式第13号の2による届出書(以下「包括承認届出書」という。)の提出をもって、包括承認届出書に記載する開始日以降の処分について、前項の承認があったものとして取り扱う。ただし、包括承認届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

3 前項の包括承認届出書を提出した補助事業者は、様式第14号の1又は様式第14号の2による包括承認届出書に関する報告書を取得財産等の処分を行った会計年度ごとにまとめて翌会計年度の4月5日までに知事に提出しなければならない。

(財産の処分による収入の納付等)

第21条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を都に納付する場合には、速やかに様式第12号の1又は様式第12号の2による承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第22条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第23条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項及び第4項の規定に基づく変更等の申請、第10条の規定に基づく事故の報告、第11条の規定に基づく状況報告、第12条の第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第14条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第18条第1項の規定に基づく財産の処分の届出、同条第2項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出、同条第3項の規定に基づく財産の処分の包括承

認届出に関する報告については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われる申請等の場合において、前条中「正本1通に副本1通を添えて」とあるのは、「1通を」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第24条 知事は、交付申請等に係る第6条第1項の規定に基づく通知、第9条第3項の規定に基づく通知、第10条の規定に基づく指示、第11条の規定に基づく要求、第13条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第15条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第15条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第17条第1項の規定に基づく承認、第19条第2項の規定に基づく納付命令（以下「通知等」という。）については、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

(その他必要な事項)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 整備事業における補助対象経費の区分及び内容

経費区分	内容
(1) 施設・設備費	<p>ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） (ク) ケーブル (ケ) 電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p>
(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>
(3) 賃借費	<p>他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ、衛星回線等を賃借するために必要な経費（額が確定しないものを除く。）</p>

別表2 対策事業における補助対象経費の区分及び内容

経費区分	内容
(1) 施設・設備費	<p>ア 次に掲げる施設・設備の設置・改修等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） (ク) ケーブル (ケ) 電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 <p>イ アに掲げるもののほか、附带施設（知事が別に定める施設・設備）の設置・改修に要する経費</p> <p>ウ 附带工事費</p>
(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置・改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。）</p> <p>イ 附带工事費</p>
(3) 調査設計費	<p>施設・設備を設置・改修するために必要な調査・設計に要する経費</p>

別表3 補助対象とする基地局

基地局がカバーする施設の種別	基地局がカバーする施設・地域の名称
(1) 都道府県庁舎・区市町村役場	<p>都庁及び以下の62区市町村の本庁舎を対象に稼働する携帯電話基地局</p> <p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村(村役場臨時庁舎)、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</p>
(2) 災害拠点病院	<p>補助金の交付申請書の日付が属する年度の4月1日時点での東京都災害拠点病院設置運営要綱に基づく災害拠点病院を対象に稼働する携帯電話基地局</p>
(3) 消防救助部隊集合拠点	<p>補助金の交付申請書の日付が属する年度の4月1日時点での首都直下地震等対処要領に定める大規模救出救助活動拠点候補地を対象に稼働する携帯電話基地局</p> <p>以下の施設を対象に稼働する基地局</p> <p>中央清掃工場、港清掃工場、墨田清掃工場、有明清掃工場、新江東清掃工場、品川清掃工場、目黒清掃工場、大田清掃工場、多摩川清掃工場、世田谷清掃工場、千歳清掃工場、渋谷清掃工場、杉並清掃工場、豊島清掃工場、北清掃工場、板橋清掃工場、練馬清掃工場、足立清掃工場、葛飾清掃工場、江戸川清掃工場、光が丘清掃工場、北野清掃工場、昭島市清掃センター、町田リサイクル文化センター、多摩清掃工場、柳泉園クリーンポート、若洲海浜公園、東京ビッグサイト、白鬚東地区及び汐入公園、多摩川ガス橋緑地少年野球場、東京</p>

	都立川地域防災センター、八王子市立上柚木公園、八王子市滝ガ原運動場、八王子市立富士森公園、多摩市立陸上競技場、町田市立野津田公園、多摩川緑地公園グラウンド、青梅スタジアム、北ノ台スポーツ多目的広場
(4) 木造建物密集地域	補助金の交付申請書の日付が属する年度の4月1日時点での防災都市づくり推進計画に定める木造建物密集地域の町丁目を対象に稼働する携帯電話基地局
(5) 人口密集地域(駅)	以下の駅及び空港を対象に稼働する携帯電話基地局 東京駅、秋葉原駅、新橋駅、新宿駅、高田馬場駅、上野駅、品川駅、渋谷駅、池袋駅、北千住駅、押上駅、有楽町駅、目黒駅、町田駅、大手町駅、五反田駅、蒲田駅、綾瀬駅、大井町駅、吉祥寺駅、飯田橋駅、恵比寿駅、西日暮里駅、日暮里駅、神保町駅、市ヶ谷駅、大崎駅、国分寺駅、小竹向原駅、立川駅、新木場駅、四ツ谷駅、浜松町駅、錦糸町駅、田町駅、中野駅、日本橋駅、九段下駅、代々木上原駅、荻窪駅、神田駅、御茶ノ水駅、銀座駅、豊洲駅、大門駅、巣鴨駅、新宿三丁目駅、下北沢駅、浅草駅、六本木駅、三田駅、泉岳寺駅、水道橋駅、日比谷駅、門前仲町駅、三鷹駅、中目黒駅、青山一丁目駅、赤羽駅、大森駅、王子駅、八丁堀駅、表参道駅、西武新宿駅、霞ヶ関駅、代々木駅、多摩センター駅、三軒茶屋駅、東銀座駅、分倍河原駅、浅草橋駅、八王子駅、武蔵境駅、二子玉川駅、自由が丘駅、新小岩駅、月島駅、森下駅、原宿駅、亀戸駅、御徒町駅、駒込駅、人形町駅、三越前駅、小岩駅、春日駅、調布駅、茅場町駅、武蔵小金井駅、東陽町駅、赤坂見附駅、中野坂上駅、馬喰横山駅、大塚駅、溜池山王駅、両国駅、明治神宮前駅、明大前駅、東中野駅、虎ノ門駅、羽田空港
(6) 避難所となる公園	以下の避難所となる公園を対象に稼働する携帯電話基地局 赤塚公園、青山公園、上野恩賜公園、宇喜多公園、浮間公園、尾久の原公園、大島小松川公園、大泉中央公園、葛西臨海公園、亀戸中央公園、木場公園、砧公園、小石川後楽園、駒沢オリンピック公園、猿江恩賜公園、汐入公園、城北中央公園、石神井公園、芝公園、篠崎公園、祖師谷公園、善福寺公園、

	<p>高井戸公園、舎人公園、戸山公園、中川公園、東白鬚公園、東綾瀬公園、光が丘公園、水元公園、明治公園、横網町公園、代々木公園、六義園、林試の森公園、蘆花恒春園、秋留台公園、井の頭恩賜公園、小宮公園、小金井公園、桜ヶ丘公園、神代植物公園、野川公園、八国山緑地、東伏見公園、東村山中央公園、東大和南公園、府中の森公園、武蔵国分寺公園、武蔵野公園、武蔵野の森公園、武蔵野中央公園、陵南公園、六仙公園、善福寺川緑地、和田堀公園、東京臨海広域防災公園、日比谷公園、夢の島公園、大井ふ頭中央海浜公園、東京港野鳥公園、城南島海浜公園、辰巳の森海浜公園、みなとが丘ふ頭公園、東海ふ頭公園、城南島ふ頭公園、晴海ふ頭公園、京浜運河緑道公園、大井ふ頭緑道公園、城南島緑道公園、晴海緑道公園</p>
(7) 都立一時滞在施設	<p>補助金の交付申請書の日付が属する年度の4月1日時点での都立一時滞在施設情報に掲載される施設を対象に稼働する携帯電話基地局</p>
(8) その他	<p>その他知事が必要と認める携帯電話基地局</p>

別 紙

交付要綱別表 1 及び別表 2 の附帯施設（知事が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 1 から 20 までに掲げるものに類する施設・設備